

保険契約者の認定——形式説と実質説

三井生命保険株式会社

武内 純夫

東京高判平成24年11月14日平成24年(ネ)第

4493号 預金払戻等請求控訴事件

金融・商事判例1408号31頁

原審 東京地判平成24年5月31日平成21年

(ワ)第12187号 預金払戻等請求事件

金融・商事判例1408号37頁

I. 本件の争点

本件は、保険料全額を拠出するなどしたX(原告・控訴人)が、保険契約者・被保険者・保険金受取人の氏名欄にXの子らの名が記載されている簡易生命保険について、Y(被告・被控訴人、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構)に対し、保険契約者・被保険者・保険金受取人はXであることの確認および生存保険金の支払

いを求めたものである。なお、氏名欄に記載されているXの子らはYに補助参加している。

保険契約においては、子を名義上の保険契約者とするが、保険料は親が出捐し契約の管理も親が行っているというような、名義上の契約者(以下「名義人」という)と出捐等をする者(以下「出捐者」という)が異なる契約がしばしば見られる。このような契約は、多くは名義人と出捐者との協力により何事もなく満期や解約等に至るが、中には名義人と出捐者との関係がこじれるなどして、名義人と出捐者間で、保険者も巻き込む形で争いが生じることがある。

本件もそのような事案の一つであり、第

一審はXの請求を棄却したが、本判決はこれを一部覆し、保険契約者は出捐等をしたXであるとしたが、その理由づけにはこれまでの裁判例では見られなかった部分もあり、今後の類似事件での参考になると思われる。

なお本件では、信義則、錯誤、不法行為なども争点となり、また郵便貯金の帰属についても争われたが、以降においては紙数の関係でこれらは省略した。

II. 事実の概要

1 事案の要旨

(1) XとYとの間に、以下の簡易保険契約が締結された。

① 平成6年10月19日締結 保険契約

者及び保険金受取人の名義は補助参加人D(Xの子)、被保険者の名義は補助参加人H(Dの子)(以下「本件保険契約①」または「本件保険①」という。)

② 平成7年11月9日締結 保険契約者、被保険者及び保険金受取人の名義はいずれも補助参加人D(以下「本件保険契約②」または「本件保険②」という。また、本件保険契約①と本件保険契約②とを併せて「本件各保険契約」または「本件各保険」という。)

Xは「本件各保険契約」につき、いづれも保険契約者、被保険者及び保険金受取人がXであると主張して、Xが本件各保険契約の保険契約者・被保険者・受取人の地位にあることの確認と、本件保険契約②に基づく平成18年11月9日を支払期日とする生存保険金35万円及びこれに対する平成18年11月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めた。

(2) 原審は、次のように判示して、Xの請求を棄却した。

「本件保険契約①は、契約者・保険金受

取人名義人を補助参加人D、被保険者名義人を補助参加人Hとするものであり、また、本件保険契約②は、契約者・被保険者、保険金受取人名義人を補助参加人Dとするものであって、原告自身がこれらの契約締結手続を行ったものであるところ、保険契約における契約者・被保険者がそれぞれ誰であるかは、保険契約の効力発生要件や免責事由の該当性、あるいは引受の可否や保険料の算出等に直接影響する重要な事項である上、保険金受取人が誰であるかについても、それが保険契約者により指定されることにより決定される性質のものである上、限度額の制限があるわけでもないことに鑑みれば、保険契約の契約者・被保険者及び受取人については、保険料の出捐者が誰であるか等の事情にかかわりなく、いづれも保険契約申込書や保険証券上表示された者をもってそれぞれ契約者・被保険者及び受取人とみることが相当であるといふべきである。」

III. 判旨(請求一部認容、請求一部棄却)

(1) 地位の確認請求について

ア 保険契約者の地位の確認請求とその余の地位の確認請求との関係等について

Xは、Xが本件各保険の保険契約者、被保険者及び保険金受取人のいずれの地位にもあることの確認を求めた。しかしながら、本件各保険は養老保険であるから、保険契約者、被保険者及び保険金受取人の地位が同一人に帰属するとは限らず(「簡易生命保険」法28条1項、29条1項、61条1項本文参照)、それぞれの地位の帰属は各別に判断することができる。Xとしても、いずれの地位にあることのみを確認は求めないという意思の下に本件確認の訴えを提起していると解すべき事情はない。そこで、以下、保険契約者の地位の確認請求とその他の地位の確認請求とを区別し、それぞれの帰属について検討する(その余の地位の確認請求については、判断の理由の大部分が共通するので、便宜上、一括して説示する。)

イ 保険契約者の地位の確認請求について

(7) 本件各保険に係る保険契約申込書の記載をみると、保険契約者の氏名欄には補助参加人Dの氏名が記載されている。しかしながら、その住所欄には、その時点で同補助参加人と住所を異にするXの住

所が記載され、それがX方である旨が付記されている。自らの氏名、住所（生活の本拠）がいずれも上記各記載のとおりであるという人物は、厳密には実在しない。このように、本件は、いわゆる形式説に立つとしても、保険契約申込書に保険契約者として特定の実在の人物が一義的に表示されているとはいい難い事案である。

(イ) 保険契約者の義務（保険料の払込み）をみると、本件保険①については、契約時に全額が払い込まれているものの、本件保険②については、保険契約者の自宅に來訪してくる集金人に交付する方法により払い込むものとされており、契約成立後相当の期間を経た時期にも、なお、保険料の払込みという簡易生命保険契約の基本的部分に関わる債務を保険契約者が負担していることが予定されている。ところが、本件各保険契約の締結前後の経緯に照らすと、Xとしても、Yの担当職員としても、補助参加人Dがそのような義務を法的に負担することを予定していたとは解し難い。

実際にも、本件保険②の保険料は、契

約時を含めて前後5回に分けて、Xがその自宅に來訪してきた集金人に現金を交付する方法によって払い込んでいる。

(ウ) 保険料の出捐者を見ると、本件各保険の保険料の払込みの際に補助参加人らその他の者が何らかの出捐をしたことは主張も立証もされておらず、Xが保険料の出捐者であると認められる。

(エ) 以上のとおり、本件各保険に関しては、保険契約申込書の保険契約者の住所欄に記載された住所を生活の本拠とし、その場所において、簡易生命保険契約の勧誘ないし締結、保険料の集金等の用務のために來訪してきたYの担当職員と応対し、保険契約者がすべき意思表示をし、保険契約者がすべき払込みについて責任を持つ人物がXであることを前提として、一切の手續が何らの支障もなく進められてきたのであって、そのような人物で、しかも保険料の出捐者でもあるXをもって保険契約者と認定するのが相当である。

(オ) これに対し、Yは、保険契約者の特定については、いわゆる実質説ではなく、いわゆる形式説によるべきことを主張する。

しかしながら、既に述べたとおり、本件は、いわゆる形式説の説く形式的な保険契約者そのものが一義的に明らかになっているとはいい難く、いわゆる形式説の想定する前提を欠くのではないかという疑問のある特殊事案である。

Yが実質説の弊害として主張する……については、前記のとおり、保険契約申込書の保険契約者の住所欄に記載された場所を住所とし、契約の締結に当たり、保険料の払込みに責任を持つ人物がXであることを前提として一切の手續が支障なく進められてきたのであって、それにもかかわらず、Xを保険契約者と解することに具体的な支障があることは主張も立証もされていない。

Yが……引用する裁判例の事案でも、控訴審判決は、Yの指摘するような説示をしつつも、最終的には、具体的な事実関係の下で保険証券に保険契約者として表示された者を保険契約者と認定したものであり、上告審判決は、旧民法の規定に基づき、上記認定の違法等を理由に提起された上告に対し、控訴審の認定判

断は正当として是認することができ、その過程に所論の違法はないと説示しつつも、最終的には、論旨は控訴審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は控訴審の認定しない事実を交え、独自の見解に基づいて控訴審判決の不当をいうものであって、採用することができないと説示して上告を棄却したものである。この上告審判決は、いわゆる形式説を採るべき旨の一般的な法理を判示したものではないし、少なくとも、そもそも保険証書に保険契約者が一義的に表示されているともいえない難い本件事実関係の下でXを保険契約者と認定することは、この上告審判決に何ら違反するものではない。

(カ) 他方、補助参加人らは、補助参加人DはXから本件各保険の保険証書を「Dにあげる分」として見せられたと主張する。しかしながら、この点に関する同補助参加人の供述ないし陳述は曖昧で、補助参加人らの主張するとおりのやり取りがあったかどうかは疑問である。

しかも、仮に、控訴人として、補助参加人Dが保険契約者であると認識し、そ

の旨を同補助参加人に伝えるとすれば、その際には、同補助参加人が本件保険②の保険料の払込義務を負担していることや、払込みの時期、金額、方法（同補助参加人方ではなく、控訴人方に来訪してくる集金人に交付すべきこと）までも伝え、保険料を遺漏なく払い込むように念を押すのが自然であって、そのようなことをすることなく、単に、同補助参加人が保険契約者である旨のみを伝えるというのとは不自然である。このことに加えて、そもそも、補助参加人らの主張を前提としても、控訴人の発言が「Dにあげる分」という程度のものにとどまることも考慮すると、仮に、補助参加人らの主張するとおりの発言があったとしても、その趣旨は、本件各保険の保険金が「Dにあげる分」の財産である旨、すなわち、補助参加人Dが保険金受取人に指定されている旨を伝えるものにはすぎず、同補助参加人が保険契約者となっている旨を伝えるものではなかったと解するのが最も自然である。

(キ) このほかにも、上記(イ)の判断を左右するに足りる証拠はない。

そこで、本件各保険の保険契約者はXであると認められる。

ウ 被保険者ないし保険金受取人の地位の確認請求について

…簡易生命保険契約における被保険者がそれぞれ誰であるかは、簡易生命保険契約の効力発生要件や免責事由の該当性、あるいは引受の可否や保険料の算出等に直接影響する重要な事項である上、保険金受取人が誰であるかについても、それが保険契約者により指定されることにより決定される性質のものである…ことに鑑みれば、

簡易生命保険契約の被保険者及び受取人については、保険料の出捐者が誰であるか等の事情にかかわらずなく、いずれも保険契約申込書や保険証書上表示された者をもってそれぞれ被保険者及び受取人とみることが相当であるというべきである。…

(2) 生存保険金の支払請求について

Xの生存保険金の支払請求は、本件保険②の生存保険金について、Xが保険金受取人の地位にあることを前提とするものである。しかしながら、上記(1)ウのとおり、Xはその地位にあるとは認められないから、上記請求は、その前提を欠き、理由がない。」

IV. 評釈

1. 形式説・実質説

保険契約の名義人と出捐者が異なるとき、どちらを契約者として取り扱うべきかについての考え方は、本判決でも判示されているとおり、「形式説」（名義人を契約者とする）と「実質説」（出捐者を契約者とする）とがあり、形式説が通説とされる。

銀行の預金者の確定に関しては、「客観説」（上記の実質説と同義、出捐者を預金者とする）による判例が確定しているとされるが（最判昭和48年3月27日民集27巻2号376頁等。但し、平成15年の2つの判例により揺らいでいるとも評される）、保険契約において形式説が通説とされるのは、銀行預金については預託金返還という片務的で単純な債務が残るのみであるのに対し、保険契約についてはより複雑な債権債務関係があり、「保険契約者は誰であるかは、一義的に明確であるべき」¹⁾であるからとされる。保険契約上の具体的な債権債務としては、「保険契約者の権利として解約返戻金・社員配当金、受取人指定変更権、契約者貸付金請求権の諸権利が存し、義

務・負担として保険料支払義務、告知義務の諸義務や保険契約者による被保険者自殺による支払免責の問題がある」²⁾。

また、本件被告・被控訴人も「実質説によると、①保険金の支払に際し、出捐者を特定し、その者に係る契約無効事由、支払免責事由等を検討しなければならなくなる……など、保険者や保険契約者に多くの弊害が生じ、簡易生命保険制度の健全な運営そのものに悪影響を与える」等として、形式説によるべき旨を主張している。

これら形式説を支持する主張が根拠とする事由の多くでは、民法第478条の準占有者弁済でも対抗できる場合があるものと思われるが、個別の事案では事実認定の結果により民法第478条の要件である善意無過失を否定される危惧があることのほか、保険契約の債権債務関係において、形成権（解約権や保険金受取人変更権など）の行使を前提とした解約返戻金の弁済や保険金の弁済につき、形成権行使が真の権利者によるものでなかった場合、準占有者弁済の適用ないし類推適用があるかどうかについては懸念が残るところであること（但し、契約者貸付については最判平成9年4

月24日 民集51巻4号1991頁参照）、また、契約者による被保険者自殺免責のように民法第478条の問題にはならないものもあることを踏まえると、形式説には一定の合理性があると考えられる。

とはいえ形式説を貫徹すると、出捐者の利益が損なわれる一方、名義人が労なく利益を得ることもあり、心情的には実質説に与する部分もあると言わざるを得ない。

なお、形式説は名義人を契約者と考えるとしても、名義人と出捐者間の精算を否定するものではないことには留意すべきであろう。名義人が契約者とされたとしても、出捐者の支払った保険料が名義人への贈与とされる場合はともかく、出捐者による立替払だと認められれば、名義人は（契約者としての諸権利は行使し得るとしても）出捐者への保険料の返還義務を負うのである。

2. 裁判例

同様の事案の裁判例において、形式説に立つものには、①甲府地判昭和63年3月18日 生保判例集5巻245頁、②福岡高判平成9年11月27日 生保判例集9巻5

23頁、③名古屋地判平成15年5月14日生保判例集15巻318頁、④名古屋高判平成15年11月12日生保判例集15巻725頁、⑤さいたま地裁川越支判平成21年10月29日 事例研レポ251号、⑥東京地判平成24年2月14日 2012WLJPCA02148007および⑦本件第一審である東京地判平成24年5月31日金融・商事判例No.1408 P37がある。

一方、実質説に立つものには、⑧大阪地判平成3年8月27日 事例研レポ104号、⑨神戸地裁尼崎支判平成6年12月6日 1994WLJPCA12066004、⑩大阪高判平成7年7月21日 1995WLJPCA07210003、⑪札幌地判平成8年10月31日 生保判例集8巻693頁、⑫札幌高判平成9年8月28日 生保判例集9巻384頁、⑬岡山地判平成15年2月3日 生保判例集15巻74頁、⑭広島高裁岡山支判平成15年9月26日生保判例集15巻584頁、⑮東京地判平成23年10月27日 2011WLJPCA10278011、⑯東京高判平成24年2月23日 2012WLJPCA02236003がある。

最高裁は、形式説による原審②④および実質説による原審⑫を、各々形式的に是認しており未だいずれの立場にあるかは明らかでないというべきであろう。本判決も、②の上告審最高裁判決に対し「いわゆる形式説を採るべき旨の一般的な法理を判示したのではない」とする。

ところで形式説に立つ上記裁判例を詳細に眺めると、多くは結局、出捐者の利益に配慮しているか、または配慮の必要がなかった事案であり、単純に形式説に立っているわけではないことに気づく。

①は、名義人兼被保険者が死亡し、その死亡保険金の帰属に関する、名義人の妻と出捐者（名義人の姉で生命保険会社の外交員）との争いであり、二重の受取人変更があった中、単に形式説のみからではなく種々の事実認定により保険金請求権は名義人の妻にあるとした結論自体、相当であるし、出捐者の保険料支払は立替によるものであるとし、出捐者の利益にも配慮している（出捐者は名義人の相続人から立替保険料の返還を求め得る）。

②は、出捐者と保険会社の解約の有効性を巡る（契約の継続を求める）争いであり、

解約返戻金等についての出捐者と名義人の対立という構図はなく（名義人は訴訟に補助参加人としても登場していない）、名義人と出捐者間の利益調整を図る必要がない。

③④は、名義人兼被保険者が死亡したが、その直前に出捐者により解約された契約についての、死亡保険金受取人と保険会社間の争いであり、形式説をとってはいるものの結論としては名義人が出捐者に解約の代理権を付与したと認定し、出捐者の利益が損なわれないようにしている。

⑤は、こども保険（親が、子を契約者、孫を被保険者として締結したもの）であり、契約者に加齢制限があることから形式説を採ってはいるが、契約者である子と会社との間に意思の合致を欠くから契約は無効であるとし、出捐者への保険料返還を命じた。

⑥は、形式説をとり契約者は名義人であるとしつつ、保険契約の「実質的所有者は原告（出捐者）である」とした注目すべき判決であり、名義人による解約は有効であることを前提に、名義人に対し、保険者から受領した解約返戻金を出捐者に支払うよ

う命じた（なお、満期保険金を受領した受取人への請求は棄却している）。

以上、①～⑥はいずれも出捐者の利益に配慮したか、または配慮の必要がなかった事案であり、裁判所は、形式説に立つ場合においても、出捐者の利益を一方的に害することのないようにしているように思われる。この点、⑦（本件第一審）は例外となるが、これも控訴審である本判決で覆されている。

3. 本判決について

本判決は保険契約者の確定について、Y引用の最高裁判決を「いわゆる形式説を採用すべき旨の一般的な法理を判示したものである」とし、実質説に立って、「保険契約者がすべき意思表示をし、保険契約者がすべき払込みについて責任を持つ人物がXであることを前提として、一切の手続が何らの支障もなく進められてきたのであって、そのような人物で、しかも保険料の出捐者でもあるXをもって保険契約者と認定するのが相当である」としたが、さらに、(a)「住所欄には、……Xの住所が記載され、それがX方である旨が付記されている。自らの

氏名、住所（生活の本拠）がいずれも上記各記載のとおりであるという人物は、厳密には実在しない」(b)「形式説に立つとしても、保険契約申込書に保険契約者として特定の実在の人物が一義的に表示されているとはいい難い事案である」と述べた。

また、保険金受取人の確定については、保険料の出捐者が誰かということにかかわらずなく、保険契約申込書や保険証書上表示された者を受取人とみることが相当とし、本件保険契約②についての生存保険金（支払期平成18年11月9日分）の支払請求を棄却した。

これらの結果、支払期が平成12年・15年・18年各11月9日である本件保険契約②の生存保険金は名義人兼保険金受取人である補助参加人Dに帰属する一方、本件保険契約②の今後の生存保険金および本件保険契約①②の満期保険金は、契約者と認定されたXが受取人を変更すれば、Xに帰属することとなる。

なお、本件契約②の生存保険金の受取人は実名で指定されていた模様であるが、仮に「受取人は契約者とする」という約款なしし申込書であった場合、既発生の生存保

険金の帰属は本判決どおりDなのか、それとも契約者とされたXなのか、議論の余地があるように思われる。

それはさておき、私見は原則としては形式説に立つものの、本判決の結論には賛成する。出捐者が全ての権利を失うこととした一審と比較し、事案の解決として妥当なものであるからである。

もつとも、(a)・(b)の部分についてはにわかには賛同できない。現実には、実際の住所とは異なる住所を連絡先とする場合があり（例えば海外に留学しているような場合）、その一事をもって「記載のとおりである」という人物は、厳密には実在しない」ということにはならないからである。むしろ、仮に形式説に立つとしても「保険契約者が全く名義にすぎないような場合は「藁人形」として別に考えなければならぬ」「一種の法人格の否認の法理を援用」³⁾とする方が妥当なように思われる。

4. 保険者が取るべき対応

保険者は通常は形式説に立つこととなるが、これを貫徹すべきなのであろうか？ 名義人と出捐者が異なる場合に、保険者に

において現実的に問題となるのは、解約返戻金や満期保険金などの二重払いを強いられるかどうかであり、それさえなければ契約者が出捐者か名義人のいずれであるかについて保険者は、ほとんどの場合利害関係を持たない（例外としては出捐者にモラルリスクの懸念がある場合などがある）。

そうすると、保険者・名義人の双方が出捐者から提訴されたり、本件のように名義人が保険者に補助参加するなどして、判決の効果が名義人にも及ぶような場合のように、二重払いを免れ得る事案であれば、実質説を理由に敗訴したとしても、保険者はあえて形式説を貫徹する必要に乏しい。

また、「保険契約者が全く名義にすぎないような場合」への対応として、（形式説を貫徹して）「やむを得ず無効とならざるを得ないように思われる」とする見解があるが、保障を提供していたことを考慮すると、あえて保険者から無効を主張することもなからう。前掲判決⑩は、保障の提供により満期保険金が払込保険料よりも少なかったため、名義人と出捐者両名が原告となり、名義人の意思の不存在を理由に無効等を主張し保険者を提訴した事案である。こ

れに対し保険者は、名義人を契約者とする契約の有効性を主張する一方（形式説）、それが認められないなら、出捐者が名義人の名義を借りて契約を締結したもの（実質説）でありやはり有効であると主張した結果、後者が認められている。

さらに、前掲判決③④は保険者が原告となり死亡保険金受取人に対して債務不存在の確認を求めたやや特殊な事例ではあるが、保険者は主位的には実質説を主張している（予備的に形式説を主張し、判決は形式説に立った）。

結局、「個別の事実関係によって、関係者の利益衡量によつて当事者を確定せざるを得ない」「一律に表示説、行為者説又は保険料負担者説のどれかが正しいということはない」⁵⁾ということになるのではなからうか。

そうすると本判決は、理由づけの部分に一部疑問はあるものの、結論としては、名義人兼生存保険金受取人・出捐者・保険者の三方一両損の判決（名義人は契約者の権利を失った。出捐者は既発生の生存保険金の権利を失った。保険者は反訴をしていないので2回分の既支払生存保険金が二重払

となった）として、妥当なものと言えるように思われる。

5. 終わりに

実務上、生命保険会社は、誰が契約者か、誰が権利者か、といった問題に対して、これまで形式説を全面に押し出して、契約締結時の状況や経緯についてはあまり顧みることにはなかった。

その結果、

「この契約は私が保険料を払っているんだから解約するのも私の勝手でしょ！」

「自分は申込書を書いていないから契約を取り消せ！」

「申込書は私が書いたのに、どうして保障内容を教えてくれないの！」

「保険料も払って、申込書も私が書いたのに、どうして満期保険金請求で私の口座を指定するのに息子の印鑑証明書が必要なの！」

等といった苦情に苦慮することとなる。

このような苦情を避けるためには当然のことながら、契約時に加入者に対して、各名義人欄に氏名を記載することの効果や意味をしっかりと伝えていくことが重要であ

る。保険会社はこれを改めて強く認識し、営業に携わる者全員に浸透させなければならない。

また、契約後においても、毎年のご契約内容のお知らせをお届けすることなどにより、改めて契約者・被保険者・受取人が誰であり、今後どのような手続き・支払いが発生するのか、等々を適確にお知らせすること、および正当な権利者からの手続きをお願いすること等により、無用なトラブルを防止する必要があるだろう。

なお、蛇足ながら、本判決文を読む限りの個人的な感想ではあるが、本件の経緯において、生存保険金をYがXに対して支払済みであったにも関わらず、補助参加人E（名義人の夫）に対して改めて支払い、Xに対して返還請求を行ったことについて、保険者として適切な対応であったのかと思わざるを得ない。本裁判で、Yが形式説を採るべきと訴え、申込書上に記載の契約者を正当な契約者と主張したのは、YがEに対して行った各種手続きを正当化するためのもものではなかったか。しかしながら、そのために、永年お得意様のように接してきたであろうXと真つ向から対峙する結果を

招いている。判決では、YがEに対して行った手続きについて、不法行為や重大な過失にはあたらないとされてはいるが、最適な対応ではなかったと感じるのである。

各々の場面で反省すべき事柄があると思われるため、かつて苦情の現場にいたものとして、保険に携わる者が十分に参考にするべき事案であるように思う。

以上

- 1) 神部美香「判批」事例研レポ第251号21頁。
- 2) 長谷川宅司「判批」事例研レポ第104号4頁。
- 3) 長谷川・前掲5頁参照。
- 4) 神部・前掲23頁参照。
- 5) 山下孝之「生命保険契約における当事者確定論」生命保険の財産的側面（商事法務・2003年121頁以下）参照。